



事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県・指定都市生涯学習・社会教育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各公立私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

児童生徒等の登下校時の安全確保について

標記については、「令和 7 年春の全国交通安全運動の実施について（依頼）」（令和 7 年 3 月 6 日付け 6 文科教第 1 8 7 8 号）に基づき、交通事故防止の徹底のため、学校等における交通安全教育の一層の充実と通学路の交通安全確保に努めていただくようお願いしているところですが、このたび、警察庁から別添のとおり、運動重点に関連する交通事故の特徴等が示されましたので、お知らせいたします。

特に新年度・新学期には、幼児や児童生徒の環境変化に伴う事故の増大等が懸念されることから、これらの情報を積極的に活用するとともに、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールの遵守や安全な道路の横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理の徹底による幼児や児童生徒等の安全確保の更なる取組の推進をお願いします。

各地域において登下校時の見守り活動を実施する際は、「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」も御活用いただき、地域が一体となって登下校時の児童生徒等の安全確保の充実に努めていただくをお願いします。

また、文部科学省では、児童自身が考えながら学べる視覚的教材として、「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」を作成しておりますので、学校や家庭における学習や日常指導に活用していただき、充実した学校安全教育の取組を推進くださるようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会及び認定こども園主管部局、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校、幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におか

れては所轄の学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

(参考1) 文部科学省×学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

(参考2) やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoumimamori/index.html>

(参考3) クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1358581.htm

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
T E L : 03-5253-4111 (内線 2695)
E-mail : anzen@mext.go.jp

令和 7 年 3 月 27 日
警 察 庁 交 通 局

令和 7 年春の全国交通安全運動の実施について

1 実施期間

4 月 6 日(日)から同月15日(火)までの10日間

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

3 運動重点

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

4 運動重点に関連する交通事故の特徴等

- (1) 「こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」関係
 - 令和 2 年から令和 6 年の交通事故死傷者数の状態別合計において、歩行中では 7 歳が最も多く、自転車乗用中では16歳が最も多い
 - 児童の歩行中の死亡・重傷事故は、4 月から 6 月にかけて増加
 - 歩行中の事故の通行目的別では、幼児は「遊戯」、児童は「下校」が最も多い
 - 幼児・児童の歩行中の死亡・重傷事故は、「飛出し」が多い
- (2) 「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」関係
 - チャイルドシートの使用率は、年齢が上がるとともに低下
 - チャイルドシート不使用時の致死率は、使用時の約3.5倍
 - シートベルト非着用時の致死率は、着用時の約15倍
- (3) 「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底」関係
 - 児童・生徒の自転車事故は、年初から 6 月にかけて増加傾向
 - 自転車事故の通行目的別では、小学生は「訪問」、中学生・高校生は「登校」が最も多い
 - 自転車乗用中死者の致命傷の約 5 割が「頭部」

5 警察における重点的取組

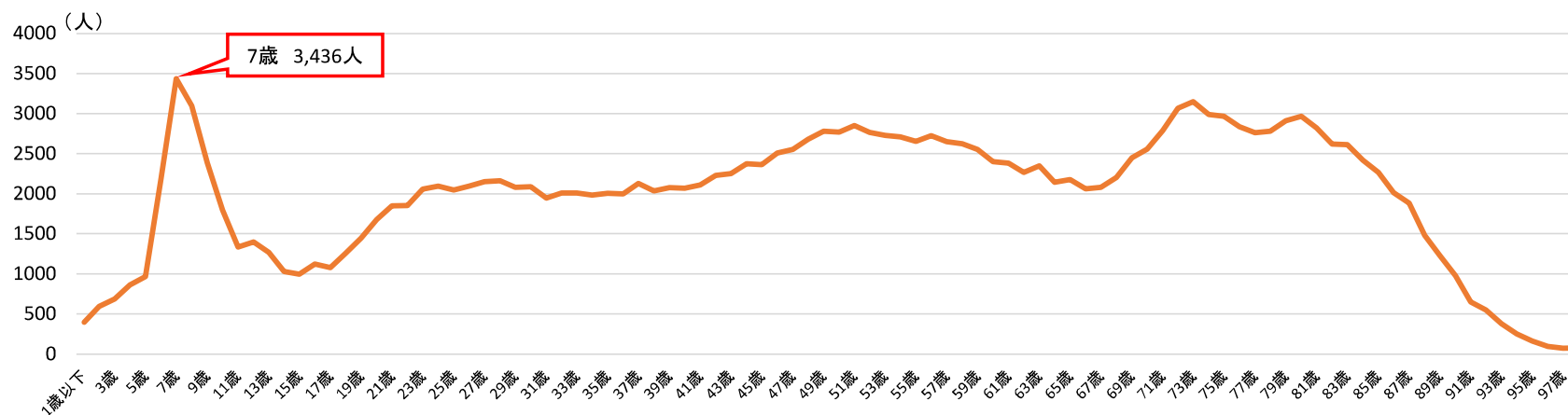
- こどもを始めとする歩行者優先意識の徹底と正しい横断方法についての広報啓発など、歩行者の安全確保に向けた取組を強化
- ながら運転等の根絶に関する広報啓発を推進するとともに、シートベルトとチャイルドシートの適切な使用を促す広報啓発を推進
- 自転車及び特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守を促進するための広報啓発を推進

○ 状態別年齢別死傷者数

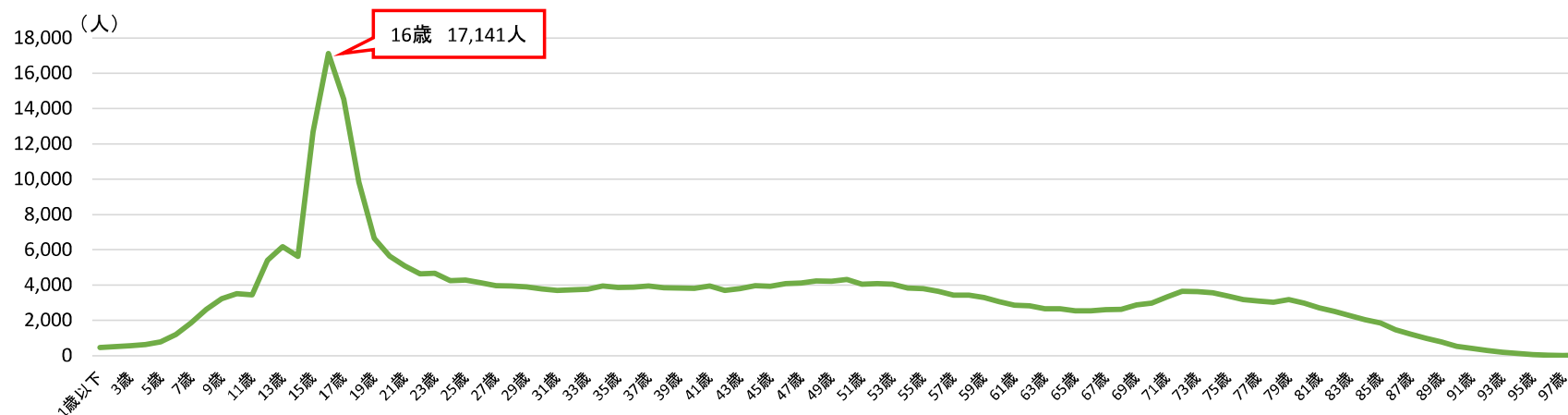
● 歩行中は7歳、自転車乗用中は16歳がそれぞれ最多

状態別年齢別死傷者数【令和2年～6年合計】

〈歩行中〉



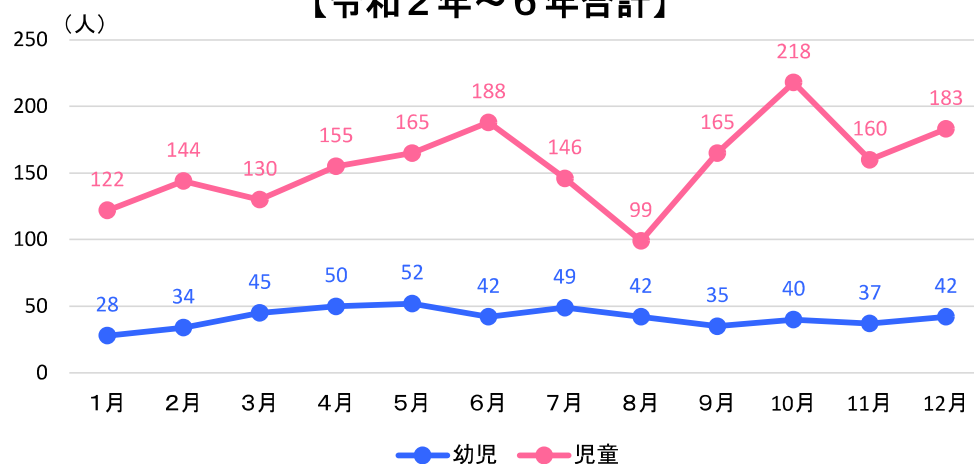
〈自転車乗用中〉



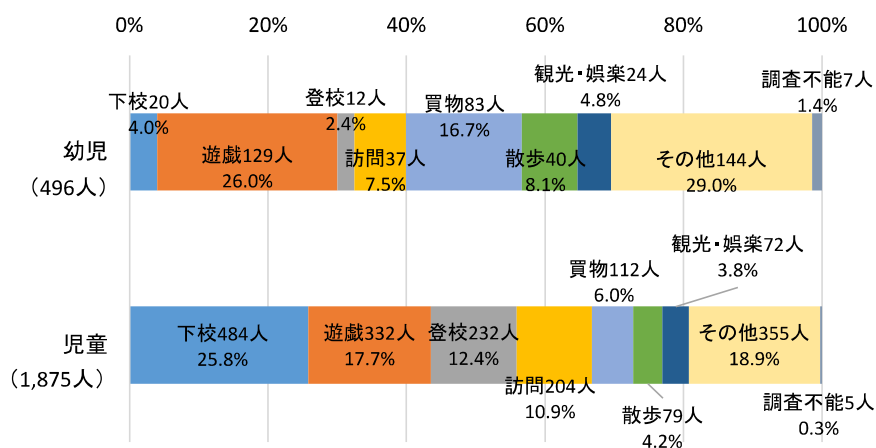
○ 幼児・児童の歩行中の事故

- 月別では、幼児は大きな差は見られないが、児童は4月から6月にかけて増加する
- 通行目的別では、幼児は「遊戯」、児童は「下校」が最多 ● 法令違反等別では、児童・幼児とも「飛出し」が多い

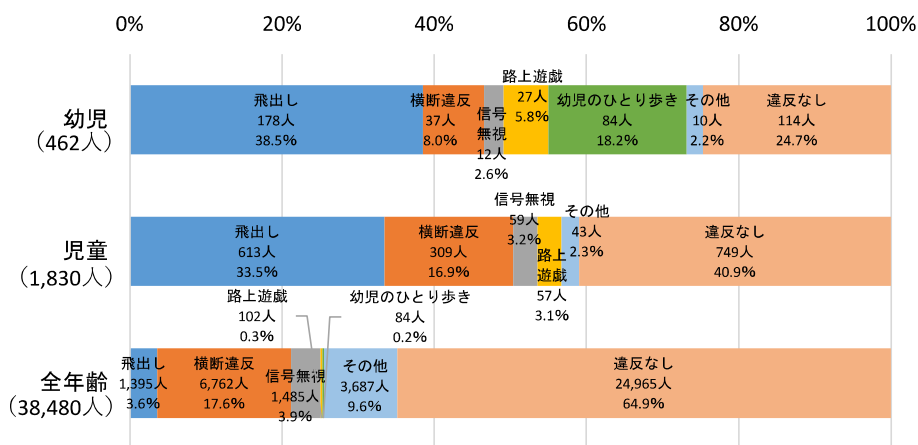
歩行中幼児・児童の月別死者・重傷者数
【令和2年～6年合計】



歩行中幼児・児童の通行目的別死者・重傷者数
【令和2年～6年合計】



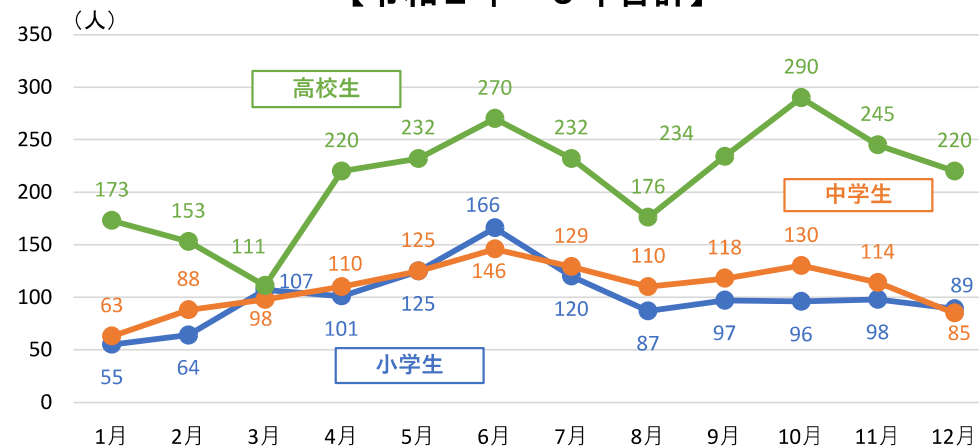
歩行中幼児・児童（第1・第2当事者）の法令違反等別死者・重傷者数【令和2年～6年合計】



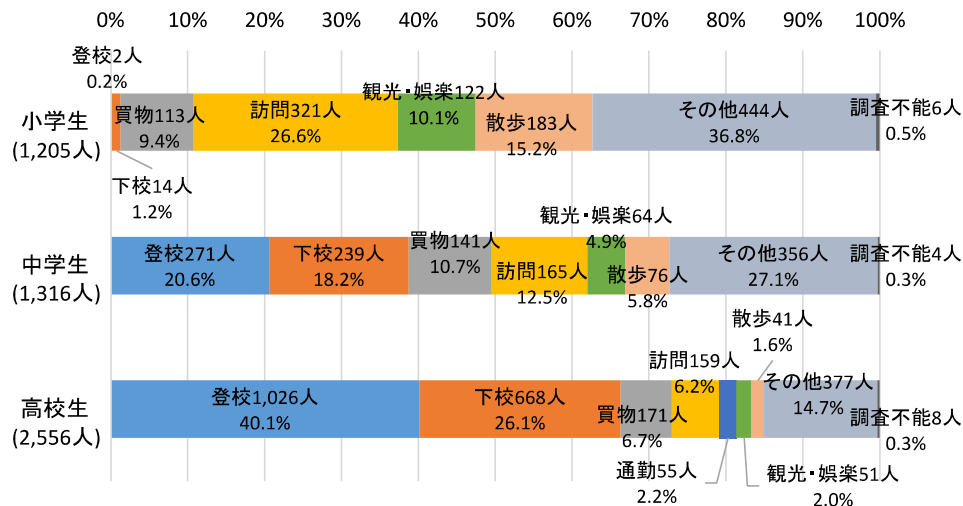
○ 児童・生徒の自転車事故

- 児童・生徒の自転車事故は、年初から6月にかけて増加する傾向
- 通行目的別では、小学生は「訪問」が最多、中学生・高校生は「登校」が最多 ● 死者の約5割は「頭部」に致命傷

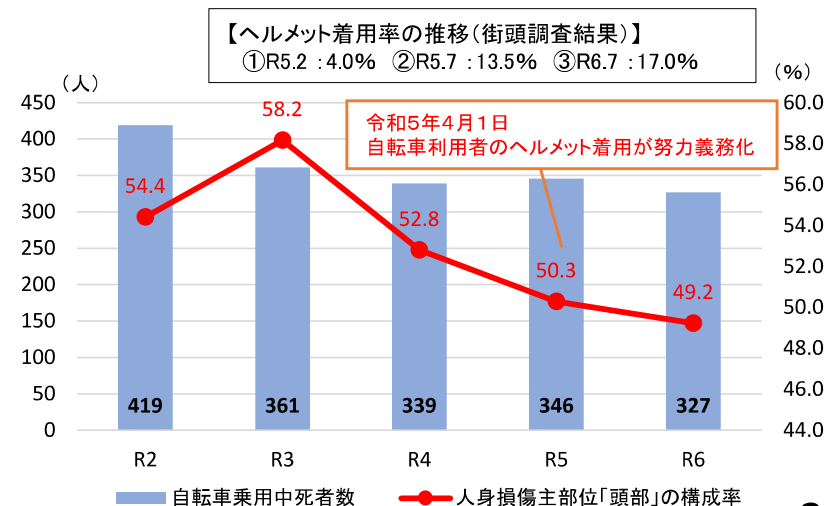
児童・生徒の月別自転車乗用中死者・重傷者数
【令和2年～6年合計】



児童・生徒の通行目的別自転車乗用中死者・重傷者数
【令和2年～6年合計】



〈参考〉自転車乗用中死者数と人身損傷主部位「頭部」構成率の推移

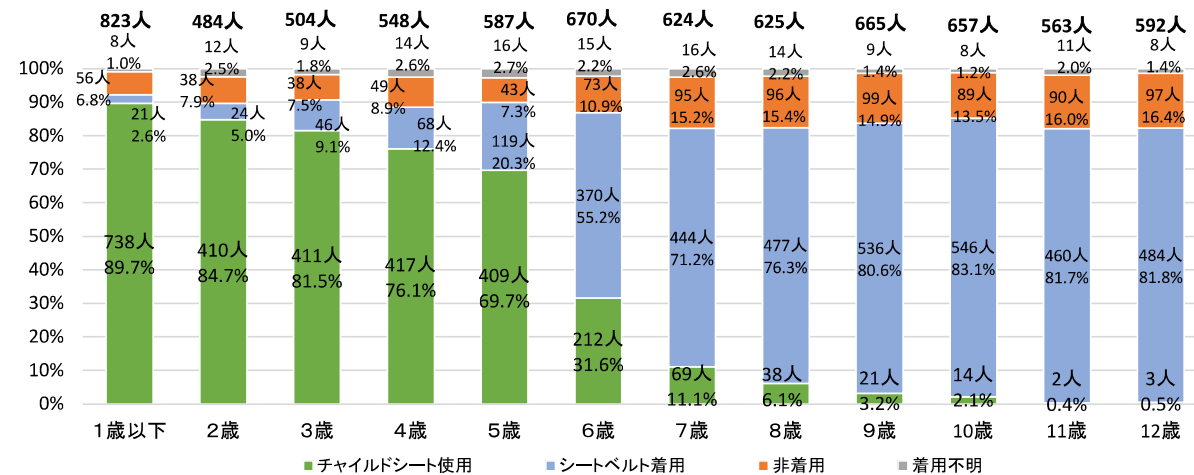


○ チャイルドシート・シートベルト

●チャイルドシート使用率は年齢とともに低下

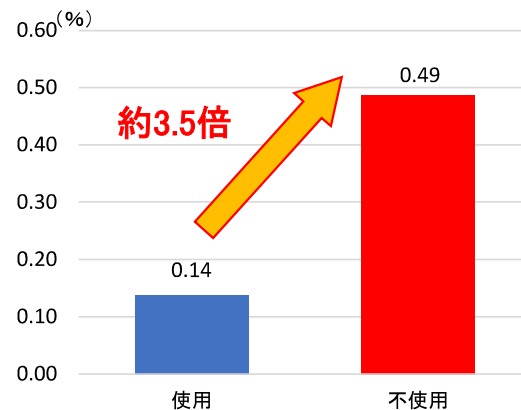
●チャイルドシート不使用時の致死率は使用時の約3.5倍 ●シートベルト非着用時の致死率は着用時の約15.0倍

自動車同乗中幼児・児童のチャイルドシート使用状況別死傷者数
【令和6年】



(注) 「幼児」とは6歳未満の者、「児童」とは6歳以上12歳以下の者をいう。以下同じ。

自動車同乗中幼児のチャイルドシート使用有無別
致死率比較【令和2年～6年合計】



(注) ・ 「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。以下同じ。
・ 「不使用」とは、シートベルトを使用していた者及びチャイルドシート・シートベルトいずれも使用・着用していなかった者をいう。

【参考】自動車乗車中のシートベルト着用有無別
致死率比較【令和2年～6年合計】

